

第7回二宮町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成29年9月27日(水) 午前9時30分から
- 2 開催場所 二宮町役場第1会議室
- 3 出席委員

1番 小林 徳博	7番 野谷 茂
2番 井上 宗士	8番 倉持 純子
3番 中村 隆一	9番 秋山 啓治
4番 原 淳利	10番 橘川 直泰
5番	11番 原 恵子
6番 露木 聖一	12番 野谷 和雄
- 4 欠席委員 5番 西山 聖二
- 5 事務局職員出席者

事務局長	小島 孝紀
副主幹	石原 慎也
- 6 議事録署名人

7番 野谷 茂	8番 倉持 純子
---------	----------
- 7 報告事項
 - (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
 - (2) 農地の賃借料情報について
- 8 議 事

議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について	
議案第16号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について	

会議の状況

【議長】

それでは第7回の総会を開催いたします。出席委員は11名です。今日は西山委員が欠席ですが、会議は成立しています。

二宮町の下限面積は、30アールとなっておりますが、3分の2以上の他県農業委員会では、下限面積を下げたと全国農業新聞に載っていました。今後は、町づくりの振興策として町と農業委員会の両輪で検討しないといけないと思います。皆さんにも議論いただき、方向性を出していきたいと思います。

日程第2、議事録署名人ですが7番野谷 茂委員、8番倉持 純子委員にお願いします。

次に日程第3の報告事項に入ります。報告事項1農地法第5条第1項第6号の規定による届出について事務局より朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項1朗読 —

それでは説明いたします。

関係資料位置図の1ページの5条届出No.1の地図1をご覧ください。場所は、二宮駅の南側にある市街化区域の土地です。土地の所有者は、二宮町二宮の 〇〇〇〇 さん、中里の 〇〇〇〇 さん、横浜市の 〇〇〇〇 さん、藤沢市の 〇〇〇〇 さんで、二宮町二宮の 〇〇〇〇 さんに住宅敷地としての転用目的でそれぞれ持分20分の1の所有権移転の農地転用手続きになります。以上でございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項2農地の賃借料情報について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項2朗読 —

それでは説明します。農地の貸し借りの際の日安として、農地の賃借料情報を農業委員会が提供することになっています。

町内の平均農地賃借料については、平成28年1月から12月までの農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の公告等の資料から収集したデータとなっております。

賃借料情報の提供方法は、町のホームページに掲載し、周知を図りたいと考えていま

す。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。続きまして、議案第15号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第15号朗読 —

【議長】

続いて、現地確認報告をお願いします。原恵子委員、お願いします。

【委員】

議案第15号の現地確認報告をいたします。

9月14日に借主の　　さん立ち合いのもと、二宮地区農業委員2名と事務局で、現地を確認いたしました。

場所は、富士見が丘にある東京農業大学所有の柑橘園になります。

借主の　　さんは、県の認定就農者に認定されており、面積は約1.6ヘクタールで、みかん、フェイジョア等の果樹を栽培されていました。

委員皆様のご審議をよろしくお願いします。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議案第15号についてご説明します。

議案第15号関係資料をご覧ください。

1ページに農用地利用集積計画書、2ページに位置図、3ページに公図の写し、4ページに土地一覧、5ページに営農計画書を添付させていただいております。

農用地利用集積計画は、町が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に従って実施される「農業経営基盤強化促進事業」の中の「利用権設定等促進事業」に関する事項に基づいています。

農用地利用集積計画の一般要件としては、農地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

営農計画としては、引き続き果樹を中心に栽培していくということです。現在は、平

成29年4月1日から平成29年9月30日までの利用権が設定されておりますので、その更新手続きになります。

また、借主の　　さんは全29筆の売買を予定しているということなので手続きが終わるまでの期間延長でございます。以上、委員皆様のご審議をお願いいたします。

【議長】

説明が終わりました。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。この案件は、以前にも更新があり、その前にもあったかと思しますので、今回で3回目の更新になるかと思えます。譲受人の　　さんが、東京農業大学から購入することになっています。

【委員】

その方は継続されているということなのですが、その営農に対する生産量、売上がどのくらいあるものでしょうか。それは今後継続していけるようなものなのかどうか。

【議長】

先日、私も二宮地区委員と一緒に立会いさせていただきました。「みかん」や「びわ」に加え「フェイジョア」や「ポポ」等の新たな品種を植えていました。申請者の話では、土地を購入後は大学生を使っていくということです。

あそこの土地は、農園以外には利用できない土地かと思えます。あの面積が全部荒廃地になってしまうとよろしくない。荒廃地にならないように頑張っていたきたいと思えます。

【委員】

申請者が世代交代した後、営農がストップしないか懸念される。

【議長】

その他、よろしいですか。お諮りします。議案第15号の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

【議長】

挙手全員でございます。よって本案は可決といたします。続きまして、議案第16号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第16号朗読 —

【議長】

続いて、現地確認報告をお願いします。小林委員、お願いします。

【委員】

議案第16号の現地確認報告をいたします。

9月14日に中里地区農業委員3名および事務局で、対象農地を確認いたしました。対象地は、複数の露地野菜等が栽培されており、農地として適正に利用されておりました。以上です

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議案第16号についてご説明します。場所につきましては、議案第16号関係資料をご覧ください。中里2丁目、新幹線沿いの市街化区域の農地です。

本案は、相続税の納税猶予の特例を受けている農地の確認を農業委員会が行い、利用状況を税務署に報告するものでございます。通常、特例を受けてから営農期間が20年を迎える年に実施することとされていますが、平成21年の農地法改正により、改正年度以降に、納税猶予の特例を受けた農地は、特例を受けてから営農期間が3年を迎えるごとに、農業委員会が確認を行い、利用状況を税務署に報告することとされています。

さんは平成26年10月20日に1,346㎡の内953.28㎡の農地について納税猶予の特例の適用を受けております。

本件農地については、現地確認報告にもありましたように、多数の露地野菜が栽培され、適正に管理されておりましたので、その旨、証明をさせていただきたいと思っております。委員皆様のご審議をお願いします。

【議長】

説明が終わりました。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいですか。お諮りします。議案第16号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

【議長】

挙手全員でございます。よって本案は可決といたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了致しましたので、ここで総会を閉会します。

午前10時00分閉会